

質問第四三二号

日米貿易協定と今後の対米交渉に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年九月十八日

小西洋之

参議院議長 山東昭子殿



日米貿易協定と今後の対米交渉に関する質問主意書

「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」（以下「日米貿易協定」という。）について、令和元年九月二十五日、安倍前総理は、同協定が最終合意に達したことを確認する「日米共同声明」に署名した。日米共同声明の三項には、「こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、四か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。」とされている。

そこで、以下質問する。

一 日米貿易協定の発効日はいつか。また、日米共同声明にいう「日米貿易協定の発効後、四か月以内」とは何月何日までのことを指すのか。

二 日本と米国との間で、現在までに日米共同声明の三項にある「協議」を行ったのか。行つたのであれば、その日時と場所、結果を明らかにされたい。

三 日本と米国との間で、日米共同声明の三項にある「協議」を行っていないのであれば、その理由を明らか

にされたい。

四　日米貿易協定の附屬書IIアメリカ合衆国的一般的注釈七に、自動車及び自動車部品の関税については、  
関税の撤廃に関して更に交渉すると規定されているが、この交渉はいつ開始されるのか。  
右質問する。